

設楽ダム環境検討委員会資料
—環境保全措置、事後調査、配慮事項の計画—
(修正部分の抜粋版)

平成21年8月6日

国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所

3.6 動物の重要な種全般

4. 今後の対応(1/5)

(1) 動物の重要な種全般の生息状況の監視に係る調査計画(案) (配慮事項)

1) 動物の重要な種調査 ~~動物相調査~~

a) 目的

動物の重要な種全般の生息状況の監視のため、工事中及び供用後の重要な種の生息状況の変化を把握する調査を実施する。~~重要な種を含めた動物相調査を実施する。~~

調査対象とする動物の重要な種は、事業者の調査により調査地域において確認されている種(設楽ダム事業における影響予測の対象種)とする。調査対象とする動物の重要な種は別紙に示す。

○重要な種

~~＜哺乳類＞カワネズミ、コキクガシラコウモリ、カモシカ等の15種~~

~~＜鳥類＞クマタカ、イカルチドリ、フクロウ等の32種~~

~~＜爬虫類、両生類＞タカチホヘビ、シロマダラの2種、ハコネサンショウウオ、カジカガエル、モリアオガエルの3種~~

~~＜魚類＞スナヤツメ、ナガレホトケドジョウ、アカザ等の6種~~

~~＜昆虫類＞オオキトンボ、エダナホフシ、ミヤマカラスアゲハ等の28種~~

~~＜底生動物＞マルタニシ、オオナガレトビケラ、ケスジドロムシ等の12種~~

~~＜クモ類＞カネコトタテグモ、コガネグモ、カトウツケオダモ等の10種~~

~~＜陸産貝類＞ヒラドマルオタネ、ハチノコギゼル、カサネシタラガイ等の7種~~

b) 調査範囲

- ・対象事業実施区域及びその周辺の区域から下流の布里地点までの豊川とする。
- ・調査範囲を図3.6.2に示す。

c) 調査方法

- ・経年比較を念頭において、出来る限り定量的な調査採集手法を用いることとする。
- ・また、必要に応じて、各重要な種の生態に合わせた調査手法を用いることとする。
- ・各調査項目の代表的な調査方法を表3.6.2に示す。
- ・調査では、重要な種以外の種についても確認に努めることとする。
- ・調査により、既往の事業者の調査により記録されていない重要な種が確認された場合は、調査対象種に追加する。また、追加された重要な種については、事業による影響予測を行うこととする。

d) 調査期間

- ・工事中：5年に1回の調査を基本とする。
- ・工事後：モニタリング調査期間中に1回実施する。それ以降は、河川水辺の国勢調査に移行して、魚類、底生動物調査は5年に1回、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類は10年に1回、実施する。

4. 今後の対応(2/5)

表 3.6.2 各調査項目の代表的な調査方法

調査項目	調査方法	調査時期			
		春	夏	秋	冬
哺乳類	・目撃・フィールドサイン法、無人撮影法及びトラップ法	○	○	○	
鳥類	・ラインセンサス法及び定点観察法		○		○
爬虫類・両生類	・捕獲確認等	○	○	○	
魚類	・捕獲、潜水観察		○	○	
陸上昆虫類	・任意採集法、トラップ法	○	○	○	
底生動物	・採集(定量採集、底生採集)		○		○
クモ類	・任意採集		○	○	
陸産貝類	・任意採集		○	○	

e) とりまとめ、解析の観点

とりまとめ及び解析の観点は、以下のとおりとする。

- ・動物の重要な種の生息状況の変化(主要な生息環境において生息が維持されているか) ~~生息状況の変化~~
- ・移植等の環境保全措置の検討の必要性の有無

3.11 植物の重要な種全般

1. 環境保全措置等を実施する背景

植物の重要な種のうち、対象事業の実施による生育環境の改変はない、または程度は小さいと判断された種に関しても、配慮事項として、工事の実施前、実施期間中及び供用後に生育状況の監視を実施することとした。

2. 環境保全措置等の内容(1/2)

(1) 生育状況の監視（配慮事項）

工事の実施前、実施期間中及び供用開始後には、専門家の指導、助言を得ながら、工事箇所周辺の植物の生育状況等の監視を行う。監視の結果、環境への影響等が懸念される事態が生じた場合は、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて環境に及ぼす影響等について調査を行い、これにより環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導、助言を得ながら、必要な措置を講ずる。

3. 今後の対応

(1) 植物の重要な種全般の生育状況の監視に係る調査計画(案)（配慮事項）

1) 植物の重要な種植物相調査

a) 目的

植物の重要な種全般の生育状況の監視のため、工事中及び供用後の重要な種の生育状況の変化を把握する調査を実施する。~~重要な種を含めた植物相調査を実施する。~~

調査対象とする植物の重要な種は、事業者の調査により調査地域において確認されている種(設楽ダム事業における影響予測の対象種)とする。対象種とする種は別紙に示す。

○重要な種

~~＜種子植物・シダ植物等＞シャジクモ、コンロンソウ、ミズマツバ等の 22 種及びアベマキ・アセビ群落の 1 群落~~

~~＜付着藻類＞チャイロカワモズク等の 1 種~~

~~＜蘚苔類＞オオミズゴケ、ヤマトハクチョウゴケ、ヒロハシノブイトゴケ等の 9 種~~

b) 調査範囲

- ・対象事業実施区域及びその周辺の区域から下流の布里地点までの豊川とする。

c) 調査方法

- ・植物の重要な種の確認地点において、対象種の生育状況を記録する。
- ・調査では、重要な種以外の種についても確認に努めることとする。
- ・調査により、既往の事業者の調査により記録されていない重要な種が確認された場合は、調査対象種に追加する。また、追加された重要な種については、事業による影響予測を行うこととする。
- ~~・踏査により出現する種を記録する。~~

d) 調査期間

- ・工事中：5年に1回の調査を基本とする。
- ・工事後：モニタリング調査期間中に1回実施する。それ以降は、河川水辺の国勢調査に移行し、最初の5年間に1回、その後は10年に1回、実施する。

e) とりまとめ、解析の観点

- とりまとめ及び解析の観点は、以下のとおりとする。
- ・植物の重要な種の生育状況の変化(生育地において生育が維持されているか) ~~生育状況の変化~~
- ・移植等の環境保全措置の検討の必要性の有無

動植物の重要な種全般の生息・生育状況の監視(配慮事項)の対象種

動植物の重要な種全般における生息状況の監視の対象種は、事業者の調査により調査地域において確認されている種(設楽ダム事業における影響予測の対象種)とする。対象種とする種を以下に示す。

(1) 哺乳類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	トガリネズミ科	カワネズミ				II類	
2	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				準絶	
3		キクガシラコウモリ				準絶	
4	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				II類	
5		コテングコウモリ				IA類	
6		テングコウモリ			II類	IB類	
7	リス科	モモンガ				IB類	
8		ムササビ				準絶	
9	ヤマネ科	ヤマネ	天		準絶	準絶	
10	ネズミ科	スミスネズミ				準絶	
11		ハタネズミ				準絶	
12		カヤネズミ				II類	
13	イタチ科	テン				準絶	
14		アナグマ				不足	
15	ウシ科	カモシカ	特天				
計	8科	15種	2種	-	2種	14種	-

注)1.重要な種の凡例
a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村
天 :「文化財保護法」により指定された天然記念物
特天:「文化財保護法」により指定された特別天然記念物
b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
c 環境省レッドリスト
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種
II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧
d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧、不足:情報不足
e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成11年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。

(2) 鳥類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	サギ科	ミゾゴイ			IB類	IB類	
2	カモ科	オシドリ			不足		
3	タカ科	ミサゴ			準絶	準絶	
4		ハチクマ			準絶	II類	
5		オオタカ		希	準絶	準絶	
6		ツミ				準絶	
7		ハイタカ			準絶		
8		サシバ			II類	II類	
9		クマタカ		希	IB類	IB類	
10		イヌワシ	天	希	IB類		
11		ハイロチュウヒ				準絶	
12	ハヤブサ科	ハヤブサ		希	II類	IB類	
13	チドリ科	イカルチドリ				II類	
14	シギ科	ヤマシギ				準絶	
15	カッコウ科	ジュウイチ				II類	
16		ツツドリ				準絶	
17	フクロウ科	アオバズク				準絶	
18		フクロウ				準絶	
19	ヨタカ科	ヨタカ			II類	II類	
20	カワセミ科	ヤマセミ				IB類	
21		アカショウビン				II類	
22	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			IB類	IA類	
23	キツツキ科	オオアカゲラ				IB類	
24	サンショウクイ科	サンショウクイ			II類	準絶	
25	カワガラス科	カワガラス				II類	
26	ミソサザイ科	ミソサザイ				準絶	
27	ツグミ科	コルリ				準絶	
28		マミジロ				IB類	
29		クロツグミ				準絶	
30		アカハラ				II類	
31	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				準絶	
32	キバシリ科	キバシリ				IA類	
33	ホオジロ科	ノジロ			準絶	II類	
計	19科	33種	1種	4種	14種	30種	-

注)1.重要な種の凡例
a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
天 :「文化財保護法」により指定された天然記念物
b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
希 :国内希少野生動植物種
c 環境省レッドリスト
「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成18年12月)」の掲載種
IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧、不足:情報不足
d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種
e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成11年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。

(3) 爬虫類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	ヌマガメ科	ニホンイシガメ			不足		
2	ヘビ科	タカチホヘビ				不足	
3		シロマダラ				不足	
計	2科	3種	-	-	1種	2種	-

注)1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
- c 環境省レッドリスト
「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成18年12月)」の掲載種
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009—動物編—(愛知県 2009年3月)」の掲載種
不足:情報不足
- e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
- 2.分類体系
原則として、「爬虫両棲類学会報第2003巻第1号(日本爬虫両棲類学会 平成15年4月)」に従った。

(4) 両生類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ				準絶	
2	イモリ科	アカハライモリ			準絶	不足	
3	アカガエル科	ヤマアカガエル				不足	
4		ツチガエル				不足	
5	アオガエル科	カジカガエル				準絶	
6		モリアオガエル				準絶	
計	4科	6種	-	-	1種	6種	-

注)1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の
- c 環境省レッドリスト
「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成18年12月)」の掲載種
IB類:絶滅危惧IB類、準絶:準絶滅危惧種
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009—動物編—(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
- 2.分類体系
原則として、「爬虫両棲類学会報第2003巻第1号(日本爬虫両棲類学会 平成15年4月)」に従った。

(5) 魚類

No.	科名	和名	重要な種の設定根拠				
			a	b	c	d	e
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			II類	II類	
2	ウナギ科	ウナギ			不足		
3	ドジョウ科	ナガレホトケドジョウ			IB類	II類	
4	ギギ科	ネコギギ	天		IB類	IB類	
5	アカザ科	アカザ			II類	準絶	
6	サケ科	ニッコウイワナ			不足		
7		ヤマメ			準絶		
8		アマゴ			準絶		
9	メダカ科	メダカ			II類	準絶	
10	カジカ科	カジカ			準絶	II類	
計	8科	10種	1種	-	10種	6種	-

注) 1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
天 : 「文化財保護法」により指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
- c 環境省レッドリスト
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」
IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009ー動物編ー(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
- 2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成11年度河川版ー(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。

(6) 昆虫類

No.	科名	和名	重要な種の設定根拠				
			a	b	c	d	e
1	トンボ科	オオキトンボ			I類	IA類	
2	オオゴキブリ科	オオゴキブリ				不足	
3	カマキリ科	ヒナカマキリ				準絶	
4	カマドウマ科	クチキウマ(Anoplophilus属の数種*2)				不足	
5	キリギリス科	タイワンクツワムシ				不足	
6	ナナフシ科	エダナナフシ				不足	
7	ヨコバイ科	ナカハラヨコバイ			不足		
8	アメンボ科	オオアメンボ				準絶	
9	コオイムシ科	コオイムシ			準絶		
10	ナベブタムシ科	ナベブタムシ				準絶	
11	ナガレトビケラ科	オオナガレトビケラ			準絶	準絶	
12	セセリチョウ科	コキマダラセセリ				II類	
13	タテハチョウ科	オオムラサキ			準絶	準絶	
14	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			II類		
15	ジャノメチョウ科	クロヒカゲモドキ			II類	II類	
16	クサアブ科	ネグロクサアブ			不足		
17	ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ				II類	
18		シマゲンゴロウ				準絶	
19	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ				準絶	
20	エンマムシ科	エンマムシ				不足	
21	コガネムシ科	トラハナムグリ				不足	
22	カミキリムシ科	スゲハムシ				準絶	
23	ゾウムシ科	カギアシゾウムシ				不足	
計	22科	23科	-	-	8種	19種	-

注) 1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
- c 環境省レッドリスト
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009ー動物編ー(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
- 2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成11年度河川版ー(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。
- 3.その他

*2:クチキウマ(Anoplophilus属の数種)は、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいちー動物編ー(愛知県 平成14年3月)」において「クチキウマ」として記載されている種に該当する可能性が高いことから、重要な種として取り扱っている。

(7) 底生動物

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	タニシ科	マルタニシ			準絶	準絶	
2	シジミ科	マシジミ			準絶	II類	
3	アメンボ科	オオアメンボ				準絶	
4	コオイムシ科	コオイムシ			準絶		
5	ナベブタムシ科	ナベブタムシ				準絶	
6	ナガレトビケラ科	オオナガレトビケラ			準絶	準絶	
7	ゲンゴロウ科	キボシツブゲンゴロウ			準絶		
8	ミズスマシ科	コオナガミズスマシ				準絶	
9	ヒメドロムシ科	クロサワドロムシ				II類	
10		ケスジドロムシ			準絶		
計	9科	10種	-	-	6種	7種	-

注)1.重要な種の凡例

a 天然記念物

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物

b 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域

e その他重要な種

その他専門家等により指摘された重要な種

c 環境省レッドリスト

環境省RL:「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成18年12月)」、
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種
II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧、不足:情報不足

d 愛知県レッドデータブック

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種

II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種

2.分類体系

原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成11年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。

3.オオアメンボ、コオイムシ、ナベブタムシ及びオオナガレトビケラの4種は昆虫類のリストと重複しているが、既往調査では昆虫類調査及び底生動物調査の両方で確認されているため、底生動物のリストにも掲載した。

(8) クモ類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ			準絶	II類	
2	トタテグモ科	キノボリトタテグモ			準絶	II類	
3	ユウレイグモ科	アケボノユウレイグモ				IA類	
4	アシナガグモ科	チクニドヨウグモ				IB類	
5	コガネグモ科	キジロオヒキグモ				IB類	
6		コケオニグモ				IB類	
7		ニシキオニグモ				II類	
8		コガネグモ				準絶	
9		トリノフンダマシ				準絶	
10		オオトリノフンダマシ				準絶	
11		シロオビトリノフンダマシ				II類	
12		アカイロトリノフンダマシ				II類	
13		トゲグモ				II類	
14		マメイタイセキグモ				IB類	
15	コモリグモ科	ミナミコモリグモ				II類	
16	キシダグモ科	シノビグモ				IB類	
17	カニグモ科	アシナガカニグモ				II類	
18		カトウツケオグモ				IB類	
19		オビボソカニグモ				II類	
計	8科	19種	-	-	2種	19種	-

注)1.重要な種の凡例

a 天然記念物

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物

b 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域

c 環境省レッドリスト

「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成18年12月)」の掲載種
準絶:準絶滅危惧

d 愛知県レッドデータブック

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、

e その他重要な種

その他専門家等により指摘された重要な種

2.分類体系

原則として、「谷川明男(2000)日本産クモ類目録(2000年版), KISHIDAIA No.78 p.79-144」及び「谷川明男(2000)日本産クモ類目録Ver.2004R2」に従った。

(9) 陸産貝類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
1	マキゾメガイ科	ヒラドマルナタネ				不足	
2	キセルガイ科	ミカワギセル			準絶	準絶	
3		オクガタギセル			準絶	準絶	
4		ハチノコギセル			準絶	準絶	
5		ツメギセル			準絶		
6		オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			準絶	準絶
7	ベッコウマイマイ科	ミドリベッコウ			不足		
8		スカシベッコウ			準絶		
9		ヒラベッコウ			不足		
10		ハクサンベッコウ属の一種 ^{注4}			不足		
11		ヒゼンキビ			準絶		
12		スジキビ			準絶		
13		カサネシタラガイ			準絶	準絶	
14		ウメムラシタラガイ			準絶		
15		オオウエキビ			不足		
16		タカキビ			準絶		
17		ハチジョウヒメベッコウ			準絶		
18		ニッポンマイマイ科 (ナンバンマイマイ科)	ミニビロウドマイマイ			II類	
19	オナジマイマイ科	ヒラヒタリマキマイマイ				II類	
計	6科	19種	-	-	17種	7種	-

注)1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種、緊急指定種及び生息地等の保護区域
- c 環境省レッドリスト
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-動物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種
IA類:絶滅危惧IA類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:不足情報
- e その他重要な種
その他専門家等により指摘された重要な種
- 2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成11年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。
4. ハクサンベッコウ属の一種には、キヌツヤベッコウを含む。

(10) 種子植物・シダ植物等

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
1	シヤジクモ科	シヤジクモ			II類		
2		アメリカフラスコモ			I類		
3	タデ科	ヤマミソソバ					○ ^{*5}
4	ボタン科	ヤマシヤクヤク			準絶	II類	
5	アブラナ科	コンロンソウ				IB類	
6	ユキノシタ科	キバナハナネコノメ			準絶	準絶	
7	マメ科	ミソナオシ				準絶	
8	ミソハギ科	ミズマツバ			II類		
9	イチヤクソウ科	シヤクジョウソウ				準絶	
10	ガガイモ科	スズサイコ			準絶		
11	アカネ科	キクムグラ				準絶	
12	シソ科	タチキランソウ			準絶		
13	キク科	アオヤギバナ				II類	
14	オモダカ科	アギナシ			準絶		
15	ヒルムシロ科	ヒルムシロ				準絶	
16	サトイモ科	オオマムシグサ				II類	
17	ミクリ科	<i>Sparganium</i> 属の数種 ^{*19}			準絶		
18	ラン科	ムギラン			準絶		○ ^{*20}
19		エビネ			準絶	準絶	
20		ナツエビネ			II類	II類	
21		キンラン			II類	準絶	
22		クマガイソウ			II類	II類	○ ^{*21}
23		イチヨウラン				準絶	
24		セッコク				準絶	○ ^{*22}
計		17科	24種	0	0	14	15

注)1.重要な種の凡例

- a 天然記念物
文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物
- b 種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- c 環境省レッドリスト
「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種
I類:絶滅危惧I類、IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧
- d 愛知県レッドデータブック
「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009-植物編-(愛知県 2009年3月)」の掲載種
絶滅:絶滅、IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種、不足:情報不足
- e その他重要な種
* 5:ヤマミソソバの選定については、専門家による「愛知県においては分布が稀な種である」との指摘により、重要な種に相当すると判断したものである。
*20:ムギランの選定については、専門家による「乱獲や生育環境条件の悪化により全国的に個体数が減少している」との指摘により、重要な種に相当すると判断したものである。
*21:クマガイソウの選定については、専門家による「乱獲や生育環境条件の悪化により全国的に個体数が減少している」との指摘により、重要な種に相当すると判断したものである。
*22:セッコクの選定については、専門家による「乱獲や生育環境条件の悪化により内陸部で特に個体数が減少している」との指摘により、重要な種に相当すると判断したものである。
- 2.分類体系
原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成11年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2000年7月)」に従った。
- 3.その他
*19:Sparganium属の数種は、種の同定に至っていないものの、その分布等からヤマトミクリもしくはナガエミクリであると考えられる。この場合、重要な種に該当する。

(11) 附着藻類

No.	綱名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	紅藻綱	チャイロカワモズク			準絶		
計	1綱	1種	-	-	1種	-	-

注)1.重要な種の凡例

a 天然記念物

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び作手村文化財保護規程に基づき指定された天然記念物

b 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種

c 環境省レッドリスト

「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種

I類:絶滅危惧I類、準絶:準絶滅危惧、不足:情報不足

d 愛知県レッドデータブック

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいちー植物編ー(愛知県 平成13年9月)」の掲載種

IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧

e その他重要な種

その他専門家等により指摘された重要な種

2.分類体系

原則として、「岩波 生物学辞典 第4版(岩波書店 1996年3月)」に従った。

(12) 蘚苔類

No.	科名	和名	重要な種の選定根拠				
			a	b	c	d	e
			天然記念物	種の保存法	環境省レッドリスト	愛知県レッドデータブック	その他重要な種
1	ミズゴケ科	オオミズゴケ			準絶	準絶	
2	キセルゴケ科	クマノゴケ			準絶	II類	
3	ホウオウゴケ科	ジョウレンホウオウゴケ			II類		
4	ギボウシゴケ科	ヤマトハクチョウゴケ			II類	II類	
5	ムジナゴケ科	マツムラゴケ				II類	
6	ハイヒモゴケ科	イトゴケ				IA類	
7		ヒロハシノブイトゴケ			準絶		
8	クジャクゴケ科	コキジノオゴケ			準絶	II類	
9	クサリゴケ科	カビゴケ			準絶	II類	
10	ウキゴケ科	イチョウウキゴケ			準絶	準絶	
	9科	10種	-	-	8種	8種	-

注)1.重要な種の凡例

a 天然記念物

文化財保護法、愛知県文化財保護条例、設楽町文化財保護条例、鳳来町文化財保護条例、津具村文化財保護条例及び文化財保護規程に基づき指定された天然記念物

b 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種

c 環境省レッドリスト

「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて(環境省 平成19年8月)」の掲載種

I類:絶滅危惧I類、準絶:準絶滅危惧、不足:情報不足

d 愛知県レッドデータブック

「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち2009ー植物編ー(愛知県 2009年3月)」の掲載種

IA類:絶滅危惧IA類、IB類:絶滅危惧IB類、II類:絶滅危惧II類、準絶:準絶滅危惧種

e その他重要な種

その他専門家等により指摘された重要な種

2.分類体系

原則として、「日本の野生植物コケ(平凡社 2001年)」に従った。